

後期高齢者医療被保険者が亡くなられたとき

窓口でのお手続き

- ◆ 資格確認書等のご返却・・・亡くなられた方の資格確認書をご返却いただきます。
- ◆ 葬祭費の支給申請・・・喪主に葬祭費 50,000 円（定額）が支給されます。
 - ※ 葬祭を行った日の翌日から 2 年を過ぎると申請ができなくなるので、ご注意ください。
 - ※ 葬祭費の振り込みは、申請した月の翌月末頃になります。

【葬祭費支給申請に必要なもの】

- ・ 葬儀もしくは火葬場の領収書
- ・ 葬儀執行者の確認できるもの（火葬許可証など／領収書に葬儀執行者名が記載されていれば不要）
- ・ 振込口座のわかるもの（通帳など／葬儀執行者または親族等のもの）

保険料の通知

亡くなられた月の前月分までの保険料がかかります。亡くなられた翌月頃に、再計算した保険料額の通知書を送付いたします。（年間保険料額から月割で計算されます。）

納付済の金額が再計算した保険料額を超える場合は、**還付**（払い戻し）いたします。後日、保険料額の通知書とは別に、**還付通知**を送付いたしますので、ご確認ください。

不足額がある場合は、保険料の通知書と同時に**納付書**を送付いたします。

※保険料の滞納がある場合は、還付分は滞納保険料の納付に充てさせていただきます。

●特別徴収（年金天引き）の場合

事務処理の都合上、亡くなられた月の翌月までに支給される年金からの天引きは停止できないことがありますので、ご了承ください。

高額療養費等の口座変更

1 ヶ月の医療費が自己負担限度額を超えた分は高額療養費として、後日払い戻しされます。受取口座を変更する場合は、**口座変更依頼書**および**誓約書**の申請をお願いします。

通知書の送付先

還付通知などを送付する場合の送付先は、**資格確認書等に記載の住所**（すでに送付先変更届を出されている場合は変更後の住所）となります。

一人暮らしや施設の住所であるなど、後期高齢者医療関係類の送付先の変更が必要な場合は、**送付先変更申請**をしていただきますようお願いします。

